

伊勢市ふるさと応援寄附金返礼品提供事業者及び返礼品募集要項（令和6年4月1日～）

1 趣旨

市では、ふるさと納税制度による本市への寄附の促進、また、本市の魅力や特産品等の情報発信及び地元産業の振興を目的として、ふるさと納税制度によりご寄附をいただいた市外在住の方（個人）に、お礼として本市の特産品等をお送りしています。

そこで、お礼として送付する商品やサービス等を提供する「返礼品提供事業者」及び「返礼品」を募集します。

2 返礼品提供事業者の要件

以下の要件を全て満たすものであること。

- (1) 応募する返礼品を取扱う法人、団体又は個人事業主であること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 代表者等が伊勢市暴力団排除条例（平成23年伊勢市条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。
- (4) 生産・製造・販売等に関する法令等を遵守していること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中でないこと。
- (6) 市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けていないこと。
- (7) 返礼品に関する管理、送付、及び問合せ、苦情対応等が誠実かつ適切に行えること。
- (8) 電子メール、又はFAXの送受信が可能な環境を有しており、伊勢市及びふるさと納税返礼品発送業務を受託した者（以下「発送受託事業者」という。）との連絡が電子メール、又はFAXで確実に実施できること。

3 募集する返礼品

(1) 品目

- ① 商品（例：食料品、民芸品、装飾品、伝統工芸品など）
- ② サービス（例：体験メニュー、施設利用券など）

(2) 返礼品基準

次の要件を全て満たすものであること。なお、同一の返礼品提供事業者からの返礼品の採用は30品を上限とする。

- ① 地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第2項第2号及び第314条の7第2項第2号に規定する総務大臣が定める基準（以下「地場産品基準」という。）のいずれかに適合するものであること。
- ② 市外に本市の魅力を伝えることができるものであること。
- ③ 安心安全なものであること。
- ④ 形状等を踏まえ、郵送等の発送に耐えうるとともに、返礼品1件あたりの国内送料が2,000円までであること。
- ⑤ 使用対象となる地域や期間を限定せずに使用できる金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、

電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等) でないこと。

- ⑥ あらかじめ市に提示した期間や提供可能数において、品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。
- ⑦ 自ら生産・製造したもの以外の場合は、本市の返礼品とすることについて事前に生産者・製造者の同意を得ていること。
- ⑧ 食料品については、食品表示法を遵守していること。
- ⑨ 食料品については、寄附者に返礼品が到着後、原則として1週間以上の消費・賞味期限が保証されていること。
鮮度が高く要求されるもの（生鮮食品等）についてはこの限りではないが、返礼品の発送希望日等を事前に確認・調整等を行うなどして、鮮度を保ったまま適切に寄附者に届く対応ができるものであること。
- ⑩ 宿泊施設・サービスの利用券等については、以下を満たすものであること。
 - ・本市内で提供されるものに限る。
 - ・利用期限のあるものについては、発行日から6か月以上利用可能なものであること。ただし、日時をあらかじめ指定するものはこの限りではない。
- ⑪ 返礼品の価格（税込み）は、本体価格のほか荷造・箱・梱包代を含めた価格とし1,600円以上（※3,000円以上を推奨）、500,000円未満となるものであること。
※なお、返礼品の代金及び送料は、本市が負担します。
- ⑫ 発注から原則7日以内に発送の対応ができるものであること。

4 返礼品の取扱いについて

(1) 返礼品の対象とする寄附金額

・返礼品の対象とする寄附金額は、総務省の基準（返礼品は寄附金額の3割以下、事務経費は寄附金額の5割以下）に基づき、当該返礼品に係る送料及びその他必要経費を加味したうえで、市が個別に決定します。

(2) 寄附者からの返礼品申込み後の流れについて

市では、複数のふるさと納税関連ポータルサイトにより寄附の受付を行い、発注、発送管理等を外部委託（別紙発送受託事業者参照）で行いますが、サイトにより流れが異なります。

【ふるさとチョイス、ふるなび、楽天ふるさと納税、ふるさとパレット等】

① 返礼品の発注

返礼品提供事業者への発注は、発送受託事業者からメール、又はFAXにて行います。

② 返礼品の発送

①の発注書が届いてから数日中に発送受託事業者にて手配した配送業者が返礼品提供事業者へ配送伝票をにお届けします。発注書に記載されている内容をご準備いただき、配送伝票を貼り付け、集荷を依頼、または配送業者営業所へ持ち込んでください。

発注書に別途指示のあるものについては、その指示に従ってください。

③ 返礼品代金の支払い

原則、発送が完了した月の翌月に発送受託事業者から支払明細書を送付します。内容に間違いが無いか確認をしてください。発送が完了した翌月末までに返礼品代金をお支払いします。※振込手数料は市が負担します。

【さとふる】

① 返礼品の発注

返礼品提供事業者への発注は、株式会社さとふるからメール、又はFAXにて行います。

② 返礼品の発送

①の発注書が届いてから原則7日後に株式会社さとふるにて手配した配送業者が返礼品提供事業者へ集荷に伺うので梱包済の返礼品を渡してください。

発注書別途指示のあるものについては、その指示に従ってください。

③ 返礼品代金の支払い

原則、発送が完了した翌月に発送受託事業者から支払明細書を送付します。返礼品提供事業者にて明細に間違いがないかを確認ください。発送が完了した翌月末までに返礼品代金をお支払いします。※振込手数料は返礼品提供事業者負担です。

5 募集・有効期間

(1) 返礼品提供事業者登録について

① 募集期間

年度を通して募集します。

② 有効期間

返礼品提供事業者登録決定日からその年度の属する末日まで有効とします。期間満了の約1ヶ月前に次年度の継続案内をしますので、継続を希望される場合は返礼品提供事業者登録申請書及び伊勢市ふるさと応援寄附金ポータルサイト意向確認書を提出してください。

(2) 返礼品の応募について

① 募集期間

年度を通して募集します。

② 有効期間

採用決定日からその年度の属する末日まで有効とします。ただし、(1)の継続の申請により、次年度においても返礼品提供事業者に登録された場合は、次年度の末日まで有効とし、以後も同様とします。

6 応募方法

以下の(1)の必要書類を(2)の提出先にご提出ください。

なお、ご提出いただいた書類は返却いたしませんので、あらかじめ写しを作成する等の対応をお願いします。

(1) 必要書類

① 返礼品提供事業者の登録申請

・伊勢市ふるさと応援寄附金返礼品提供事業者登録申請書

・伊勢市ふるさと応援寄附金ポータルサイト意向確認書

※さとふるへ掲載を希望される場合は、別途、株式会社さとふる様と契約が必要となります。意向確認書を確認後、必要な追加書類についてご案内します。

② 返礼品の応募

・伊勢市ふるさと応援寄附金返礼品応募用紙

・返礼品の画像データ (jpeg形式 640×450ピクセル以上)

※最大 8 枚まで提出可能です。

※提出された画像データは、ふるさと納税ポータルサイト以外に、他の広報媒体でのプロモーションに使用される場合があります。

(2) 申請書提出先

書類：伊勢市 企画調整課 (〒516-8601 三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号)

データ：c-isekifu@city.ise.mie.jp

7 採用決定

(1) 市は、応募書類を基に、返礼品提供事業者及び返礼品として適しているかを審査し、返礼品提供事業者登録及び返礼品の採用の可否を決定します。

(2) 審査の結果は、申請者に通知します。

8 その他留意事項

(1) 寄附者が希望する返礼品を選択するため、年間を通じて発注が無い場合があります。

(2) 返礼品として採用するにあたり、内容の調整等をお願いする場合があります。

(3) 返礼品提供事業者について、代表者の変更、事業者の所在地、名称等および返礼品に変更があったときは、速やかに市に届出てください。

(4) 採用された返礼品を変更、休止、または廃止する場合は、速やかに市に届出てください。

(5) 返礼品を通じて寄附者からの評価を高めるよう努め、寄附者からの評価を下げることをしないよう、返礼品の品質等について留意してください。

(6) 寄附者から返礼品の品質等に関する苦情等があった場合は、市に内容を報告するとともに、事業者において誠実に対応し、解決に努めてください。

寄附者からの返礼品の品質等に対するクレームによる返礼品の回収、代替品による補償・交換、及び再配送等の費用は返礼品提供事業者の負担とします。(配送業者の瑕疵による場合を除く。)

(7) 事業者及び返礼品が本要項に定める要件・基準に適合しなくなったと認められる場合、市は返礼品の採用を取り消します。

(8) 応募内容に虚偽があった場合、又は市に損害を及ぼす行為があった場合、採用を取り消します。

(9) 事業者がこの事業による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報保護取扱特記事項及び関係法令等を遵守していただきます。寄附者の個人情報は、返礼品の発送以外の目的に使用すること

はできません。

(10) 採用した返礼品の情報は、ふるさと納税ポータルサイトに掲載します。また、市がPRのため作成するリーフレットや、マスメディア等への提供情報については、任意に返礼品を選定する場合があります。

9 お問合わせ先

伊勢市役所情報戦略局企画調整課

〒516-8601 伊勢市岩渕1丁目7番29号

電話 0596-21-5510

メールアドレス c-isekifu@city.ise.mie.jp

10 要項の取扱いについて

本要項は令和6年4月1日から適用されるものとします。

●発送受託事業者（令和6年4月1日現在）

【ふるさとチョイス、ふるなび、楽天ふるさと納税、ふるさとパレット等からの寄附に係る発注・発送について】

公益社団法人伊勢市観光協会

電話 0596-28-3705

【さとふるからの寄附に係る発注・発送について】

株式会社さとふる

電話 03-6895-1883（さとふるサポートセンター）

(参考) 地場産品基準

- 一 伊勢市の区域内において生産されたものであること。
 - 二 伊勢市の区域内において原材料の主要な部分が生産されたものであること。
 - 三 伊勢市の区域内において製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、三重県内において生産されたものを原材料とするものに限ることとする。
 - 四 伊勢市の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
 - 五 伊勢市の広報の目的で生産された伊勢市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から伊勢市の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
 - 六 前各号に該当する品等と当該品等との間に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。
 - 七 伊勢市の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が伊勢市に相当程度関連性のあるものであること。
- 七の二 伊勢市の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。